



応募方法

食品安全モニター募集について

<http://www.fsc.go.jp/monitor/>

または →

食品安全委員会 モニター

検索

締切

平成28年2月8日(月) 10:00まで

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局 モニター係
電話 03-6234-1143/1150/1154
【平日 10:00~17:00】

食品安全モニターは何をするの？

- ★ 食品安全モニター会議（年1回）へ出席（全国9カ所で開催）
- ★ 食品安全に関するアンケート等への協力（年1回程度）
- ★ 食品安全に関する提案（思い立ったときに随時提出）
- ★ 食品安全に関する情報の周囲への提供（日常生活の範囲で）

などです。

食品安全モニター会議って何をするの？

モニターとしてご活躍いただくための説明や、食品安全委員会の委員から、科学的な知見を盛り込んだリスク評価に関する講義があります。

また、モニター同士や委員らとの交流の時間もあります。

モニター活動は仕事をしていてもできる？

会社にお勤めの方、学生の方、主婦の方等、様々な方がモニターとして活動してくださっています。

年1回のモニター会議の出席、アンケート等は時期が決まっていますが、提案や周囲への情報提供は、ご自身の日常生活の中で、無理のない範囲で行っていただければ結構です。

モニターの資格要件は？

食品の安全について関心があることはもちろんのこと、モニターとして活動していただく上で、食品安全委員会が行うリスク評価や食品安全行政について一定のご理解をいただく必要があることから、大学の学部や資格、現在又は過去の業務内容などの要件があります。

詳しくは、食品安全委員会ホームページを確認してください。

<http://www.fsc.go.jp/>

モニターになってお得なことは？

- ★ モニター会議では、いろいろな業種、地域のモニターの方々が集まり、交流が深められます。
- ★ 食品安全委員会発行の季刊誌「食品安全」（年4回・非売品）を始め、食品安全委員会が制作した資料等をお届けします。
- ★ モニター専用メールを使い、各地で開催される食品安全に関する講座等のお知らせもお送りします。

食品安全モニターってボランティア？

モニター会議出席とアンケートへの協力については、規定に基づいて謝金（アンケート等に対しては1000円程度、会議への出席は3000円程度）や旅費※をお支払いします。

※旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律に準じます。

モニター任期は？ 年度の途中からでもなれる？

任期は1年です。最長で5年間まで延長制度があります。

任期（年度）途中からの募集はありませんので、是非この機会にご応募ください。

今回は、約100名を募集します。

食品安全委員会って何をしているの？

食品中に含まれる農薬や食品添加物、微生物などの危害要因（ハザード）が健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関です。

7名の委員で構成され12の専門調査会において、200名を超える専門委員の協力により企画等、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、汚染物質等、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等の分野のリスク評価等を行っています。



食品安全委員会

Food Safety Commission of Japan

内閣府

平成28年度 食品安全モニター募集要項(案)

食品安全モニターは、広く食品の安全に関して意見を頂くとともに、食品安全に関する知識を普及するために、食品安全委員会が依頼するものです。

第1 食品安全モニターの活動

食品安全モニター会議への出席、アンケート等への協力、食品の安全に関する提案、日常生活を通じた地域での食品の安全に関する情報の普及等。

(詳細は参考1をご覧ください。)

食品安全モニターになっていただいた方には、食品安全委員会の広報誌や各種資料などをお送りします。また、都道府県などから提供される食品安全に関するイベントなどの情報を、電子メールでお送りします。

第2 応募

(1) 応募資格

以下のアからエまでの全てに該当する方

ア 日本国内に居住されている満20歳（平成28年4月1日現在）以上の方

イ インターネットで食品安全委員会のホームページから、ワード、エクセルファイルダウンロードして入力し、これらのファイルを電子メールで送信できる方（スマートフォン、携帯電話は不可）

ウ 食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有していること。具体的には、次の条件のいずれかを満たしている方

[1] 大学等で食品に関連する学科等（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、食品工学、家政学、栄養学等）に在籍し、卒業若しくは修了した方、又は履修中の方

[2] 食品に関連する資格（栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、製菓衛生師又は食品衛生管理者その他の事務局長が適当と認めるもの）を保有の方

[3] 食品安全に関する業務に従事している方（従事していた方を含む）、又は過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方

エ 平成28年4月1日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方

(2) 募集人数及び任期

募集人数：100名程度（見込）

任期：原則1年

活動状況等に応じて、延長が認められます（延長は1年毎、最長5年間）。

(3) 応募方法

ア 食品安全委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) の食品安全モニター応募フォームから応募してください。

応募フォーム

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0783.html>

イ 応募フォームでは、氏名、住所等のほか、以下についてご記入いただきます。

(ア) 応募の理由 (100字程度)

(イ) 食品の安全に関連し、ご自身が関心のあるテーマを1つ設定し、そのテーマの「現状と課題」、それに対する国が行うべきと考えられる「改善の提案」

[1] 関心のあるテーマ (30字以内)

[2] [1]についての現状と課題 (300字以内)

[3] [2]を改善するための提案 (300字以内)

(4) 応募締切

平成28年2月8日(月) 10:00

(5) 選考

応募フォームに記載された内容を審査し、食品安全モニターの活動を理解し、積極的な活動や意見の提案が期待される方の中から、性別、年代、居住地域等を考慮して選考します。

(6) 結果の通知

食品安全モニターになっていただく方には、平成28年3月下旬までに郵送で通知する予定です。採用されなかった方には連絡をしませんので、あらかじめご了承ください。

(7) その他

応募に際して頂いた個人情報は、食品安全モニターの選考・依頼事務のみに使用し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定に従って厳正に取り扱います。

第3 食品安全モニターの手続

(1) 書類の提出

選考結果の通知後、所定の期限までに応募資格を証明できる書類(修了証明書、資格の免状の写し等)を事務局に提出していただきます。

内容を確認後、依頼通知を郵送します(任期は依頼を承諾した日から平成29年3月31日までとなります。)

(2) 謝金等

食品安全モニター会議への出席とアンケート等への協力に対しては、当委員会の規程に基づいて謝金、旅費をお支払いします。

○食品安全モニター会議への出席 3,000 円程度

○アンケート等への協力 1,000 円程度（年1回程度実施）

【問合せ先】

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当

電話(03)6234-1143・1150・1154（平日10:00～17:00）

（参考1）食品安全モニターの活動内容

(1) 食品安全モニター会議への出席

食品安全モニターに期待される役割、食品安全委員会の取組やリスク評価等について知識や理解を深めていただくとともに、他のモニターとの意見交換などを行います。

【参考】平成28年度の食品安全モニター会議の開催予定地

札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、京都、広島、福岡

※ 開催時期は5～6月、時間は、13:00～17:00の予定です。

※ 事務局が指定する会議（原則として自宅から最も近い会場）にご出席いただきます。

※ ご出席いただく日程・会場は、選考結果の通知時にお知らせします。また開催時期・時間・会場は、上記の予定から変更となる場合がありますので、ご了承ください。

(2) アンケート等への協力

食品の安全性等について、1年に1回程度、アンケート等にインターネットを利用して回答していただきます。

(3) 食品の安全に関する提案

以下を中心に、随時、具体的な提案等をしていただきます。

- ・食品安全委員会が行った食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）に基づいて、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）が講じた措置の実施状況
- ・食品安全委員会にリスク評価を求める事項

(4) 食品の安全に関する情報の地域の方々への提供

日常生活を通じ可能な範囲で、食品の安全に関する情報を普及していただきます。

(5) 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の報告

このような情報を入手した場合、速やかに事務局に情報を提供していただきます。

(参考2) 遵守事項等

1 食品安全モニター（以下「モニター」という）の活動に当たっての遵守事項 （モニターの身分）

(1) モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、御注意願います。

- ① モニターは中立公正な立場で活動を行ってください。
- ② モニターの立場で、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けることはできません。
- ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
- ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法令に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。庁舎内、販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく閲覧は除く。）の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取等、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動をとることがないように十分にご留意ください。

(2) (1) の各事項に反する活動などにより、食品関連事業者、行政機関等に損害を与える等問題が発生した場合には、モニター個人の責任で対応してください。

2 モニターの依頼の取消し

応募資格に該当しなくなった場合、遵守事項に違反したことが確認された場合など、その他食品安全委員会事務局がモニターの依頼について適当でないと判断した時は、任期途中であっても依頼を取り消すことがあります。

モニターの依頼を取り消された等の場合、謝金を支払わない場合があります。

食品安全委員会

食品安全委員会は、食品安全基本法に基づいて、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関（厚生労働省や農林水産省等）から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価(食品健康影響評価)*を実施することを目的に、平成15年7月1日に内閣府に設置された機関です。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/>

***リスク評価(食品健康影響評価)とは**

私たちは、一日たりとも食べ物を食べない日はありません。私たちが口にする食べ物には、豊かな栄養や成分とともに、ごく微量ながら健康に悪影響を及ぼす危害要因（ハザード）が含まれていることがあります。

「リスク評価」とは、リスク（食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価することです。評価は、汚染物質や微生物等の危害要因（ハザード）ごとに行われ、本委員会の重要な役割となっています。

詳細は食品安全委員会のホームページをご参照ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/mission.html>